

今、ジェンダーを考える

「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」を推進する会

ミクシテ (Mixcite)

2026年4月発行 No. 25

1 茅ヶ崎のジェンダー平等を どうすすめるか。 あらためて原点にかえる。

小磯 妙子

ミクシテ【「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」を推進する会】は、正式名称にある通り、茅ヶ崎市のジェンダー平等に向けた計画の推進状況を検証することを目的のひとつとして活動しています。

茅ヶ崎市のジェンダー平等の取り組みは「ちがさき女性プラン」(1993年度～)、「ちがさき男女平等参画プラン」(2001年度～)、「ちがさき男女共同参画推進プラン」(2011年度～)、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」(2016年度～)を経て、現在は「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」(2023年度～2030年度)が進行しています。

最初の「ちがさき女性プラン」は1985年に日本が批准した国際条約「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)の趣旨を引継ぎ、「女性(差別)問題の解決をはかるためのもの」と明記され、女性差別の解消に向けた計画でした。その後、国の「男女共同参画社会基本法」の1999年成立により、茅ヶ崎市の計画も「男女が共に」参画し、つくりあげていく社会を目標とする、というように国の動きの変化を投影するものとなっていきました。

現在のプランでは、

- ① 人権を尊重したジェンダー平等の意識啓発
- ② ワーク・ライフ・バランスの促進
- ③ あらゆる暴力の根絶
- ④ 生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくり
- ⑤ 性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進、の5つの基本目標が掲げられ主な施策が示されています。

国の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」2024年制定により、暴力の根絶のための意識啓発や相談体制、経済的に不安定な状況にある人々への就労や居住の確保など取組の方向性は示されていますが、具体的な施策となると、人員体制、財源確保に大きな課題があり、計画の効果には疑問が残ります。

この計画は、市の総合計画の中の個別計画であり、総合計画でどのように位置づけられ、実施計画において具体的施策として事業実施や財源確保ができていくかが重要です。そうでなければジェンダー平等推進計画は実効性を伴わないものとなります。

では、現在の「茅ヶ崎市総合計画（2021年～2030年）」では、ジェンダー問題をどう位置づけているのでしょうか。今期総合計画では、国連の持続可能な開発目標SDGsの視点を取り入れ、計画に掲げられている政策目標が、SDGsの17のゴールの何に対応しているか整理しています。ジェンダー平等推進の取り組みにおいては、当然、SDGsのゴール5の「ジェンダー平等を実現しよう」を期待します。

しかし実際には、総合計画の政策目標4「誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち」の、取り組みの方向性2「多様性を認め、尊重し合う社会の実現」として、具体的には「男女が対等な立場であらゆる分野に参画することができ、その能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し、責任を分かち合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します」と記されているのみです。

ジェンダー平等の推進という文言は見当たりません。

かつて「ちがさき男女共同参画推進プラン協議会」（現ジェンダー平等推進計画協議会）（市長の附属機関として「計画」の進捗管理にあたる）の委員であった椎野信雄さん（文教大学国際学部名誉教授）の論文「茅ヶ崎市における「男女平等参画社会」実現政策の現状と課題」（「湘南フォーラム（文教大学湘南総合研究所紀要）」2003年発行）にも同種の矛盾が指摘されています。

◇以下論文から引用

以上見てきたことから判断して、後期基本計画の推進において、「男女共同参画社会」形成実現の位置づけは、概略において、少子・高齢化の進行という社会情勢の急速な変化を背景にして、社会問題としての女性問題を解決するために、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを図り、女性が能力を発揮できる就業環境の創出につとめるような社会の形成のようである。

つまり、男女共同参画社会とは、少子・高齢化という社会問題を解決するために、子どもを産み育てる「女性」が能力を発揮できる就業環境を整備する社会のことを意味しているようである。「後期基本計画」における女性問題とは、子ども

を産み育てる「女性」の問題のことのようなのである。（これは個別プランとしての「ちがさき男女平等参画プラン」の中の問題設定と異なっているようだ。）

20年以上前の指摘ですが、あらためて基本に戻って、茅ヶ崎のジェンダー平等推進計画が目指すものは何か、また総合計画の実施計画に具体的にどう盛り込まれているのかという視点で計画を検証する必要があります。

先日、内藤和美さん（日本女性学習財団理事）から「ジェンダー平等」「男女共同参画社会の形成」「女性活躍推進」という日本のジェンダー関連政策の課題設定の変遷について学ぶ機会がありました。「ジェンダー平等に向けた女性差別の解消」と「男女共同参画」とは似て非なるものです。「女性差別撤廃条約」という国際条約を批准した当初の趣旨に則って、国の政策、自治体の施策を検証すべきと考えます。

現段階（2026年3月13日）で、国の「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。今後国会に上程される予定ですが、「家族に関する法制の整備等」に関して、女性差別を温存するような内容が盛り込まれ、女性団体から抗議の声が上がっています。

2 [原爆文学]というジャンルを確立した作家 大田洋子を知っていますか？

新井 陽子

昨年 2025 年は戦後 80 年にあたった。特に 8 月はメディアを中心に「戦争の記憶」企画が数多く掲載され、80 年前の広島で被爆した作家、大田洋子の作品が相次ぎ刊行された。

大田が著した『屍(しかばね)の街』・『夕凧の街と人と 一九五三年の実態』2025 年 7.15 発行(岩波文庫)を読んだ。広島の実態を後世に伝え、読み継がれるべき作品だと思った。特に『夕凧の街と人と』は充実した作品とされる。

大田は 1903(明治 36)年広島県山県郡原村(現北広島町)に生まれた。広島市の高等女学校を卒業後、安芸郡の江田島の小学校の裁縫教師を 1 年で辞め、「芸備日日新聞」に小説を連載し新進作家の扱いを受けている。広島市に戻り県庁で和文タイピストとして働き 21 歳で新聞記者と結婚。妻子があることが分かり別れて上京。菊池寛に弟子入りするが、半年で夫の元に戻り男児を出産。まもなく子をおいて出奔したという。

29 年「聖女のいる黄昏」が長谷川時雨主宰の『女人芸術』に採用され文壇デビュー。経歴は複雑で十代から作家をめざしながら、作品が評価されるまでには長い道のりを要している。明治生まれの女性として男に頼らないで自己実現しようとする、稀な強い自我の持ち主である。その後『中央公論』と「朝日新聞」の懸賞小説一等になり、流行作家になり 53 年までに 9 冊を上梓したが、経済的には恵まれてはいなかったようだ。

45 年 1 月、空襲の続く東京を離れ、広島市の母や妹が暮らす家に疎開。同年 8 月 6 日の原爆投下時は二階で眠っており、気が付いたら砕けた壁土の煙の中にぼんやり立っていたという。爆心から 1.5 キロ地点での被爆。8 月 30 日の「朝日新聞」に寄稿。原爆の問題を取り上げた文学者による最も早い文章という。この日はダグラス・マッカーサー 連合軍最高司令官 が厚木に到着した

日で、米軍による検閲は始まっておらず、すさまじい破壊のありさまを見たまま、感じたままを書いている。『屍の町』は言論統制下のためすぐには公表されず 3 年後の 48 年 1 1 月に発刊された。

『夕凧の街と人と』の初出版は 55 年。この作品に描かれた市内基町の河川敷は「原爆スラム」とも呼ばれ、違法に建てられたバラック住宅がひしめき、投下直後の被爆地の実相、さらには復興途上で被爆者が差別され、わけても朝鮮人や身寄りを失った女性らがおとしめられる実態を書いた。筆致は怒りに満ちている。原爆を投下し、被爆者を治療しない米国にも憤っている。

同時代に原爆作品を発表した、原民喜や峠三吉ほどには知られていないのはなぜか。そこにはジェンダーが働いているのではないか、女の怒りや抗議は社会ではまともに扱われない傾向がある。男たちが求める女性規範は、自己主張をしないつつましく耐える女で、語る女は忌避される、と解説で女性史研究家の江刺昭子氏が書いている。

63 年の 6 月から 5 か月間都内の病院に入院、退院後、取材のため 12 月 9 日に東京中野の家を発ち、福島県猪苗代町の温泉旅館「五葉荘」に宿泊。その夜、入浴中に心臓麻痺で急逝。60 歳だった。絶版になっていた『夕凧の街と人と』は 78 年に大田の文学碑の建立時に再刊された。

「日本原水爆被害者団体協議会(被団協 56 年結成)」は被爆者で構成される全国組織である。被爆体験の証言活動、国内外への原爆の実相普及などの活動が評価され 2024 年にノーベル平和賞を受賞した。生前に被爆者たちと原爆裁判を起こし勝利した大田は、泉下でこの受賞を評価したのではないか。「原爆問題を中心テーマに大きな文学に挑戦、『原爆文学』というジャンルの確立に力を尽くした作家がいたことを記憶してほしいし、多くの若い人たちにも読んでほしいと思う。

3 同性婚について

信濃 小百合

日本ではこのトピックに馴染みのない人もまだ多いかもしれない。

だが、世界で見れば、2001年にオランダで同性間の婚姻が可能になったのを最初に、2013年イギリス、フランス、2015年に全州で同性婚が認められたアメリカ、と2025年1月時点で39の国・地域で婚姻の平等化が制度化されている。

そして、アジアでも2019年に台湾で法制化、2025年にタイで「婚姻平等法」施行、民法未改正ながら2023年に最高裁判所命令で同性婚が実現したネパール、と今や欧米だけではない。

一方で人権活動家が殺害されてしまう、同性愛行為が犯罪とされているウガンダや、同性愛者であることを理由に親族に殺されてしまった人がいるイランのような国があるのも事実。

そして、子どもを育てている同性カップルもいる。2017年に同性カップルを親に持つ4人の子どもの日常生活を追った4組の家族のドキュメンタリー「ゲイビー・ベイビー」の上映会をしたが、（オーストラリアは2017年12月に同性婚が可能になっている。）日本でも2017年作のドキュメンタリー、仕事と生活を共にしている2人の弁護士を中心に描いた「愛と法」、2025年に公開されたドキュメンタリー、親である・親になりたい4組の同性カップルが語る「ふたりのまま」などにもあるように、実際にカップルとしてだけでなく子どももいる家族として暮らしている当事者がいる。

多くの人の動きによって、現在では学校教科書にも記載があるようになり、社会的にも当事者の存在は認知されてきているが、日本の法整備の現状はどうか？

自治体の条例や要綱でパートナーシップ宣誓制度はできてきたが、法的効力がなく、現行の婚姻制度には遠く及ばない。

想像してみてください。

パートナーと育てている子どもを病院に連れて行って緊急な判断が必要だったとき、「あなたと子どもの関係を証明するものがないので、あなたに判断する権利はありません」と言われたら。

災害にあった時、二人で同じ避難住宅に入る権利がなかったら。

パートナーが急病や事故にあった時に「親族しか病室に入れません」と言われたら。

長年生活をともにしたパートナーを亡くしたとき「あなたは遺族ではありません」「今まで住んでいた家に住む権利はありません」と言われたら。

今の生き方を選んでいる、という言葉も聞くが、そもそも婚姻制度を利用できる状態にないのは不平等ではないか。婚姻をするかどうか、いつ誰とするかは当事者2人の問題で、他人やましてや国に口出しされることではない。どのような家族をもつか、どのような家庭を築くか、それを決めるのは基本的な個人の権利である。選択肢がない状態で、選ぶとは言わない。

アメリカで同性婚が実現した背景には、結婚を男女間に限定する州憲法を人権侵害であるとして提訴した裁判がきっかけのひとつとしてあるが、日本でも訴訟が起きている。

「結婚の自由をすべての人に訴訟」は、2019年に札幌・大阪・東京・名古屋・福岡の5か所で集団提訴され、2021年には東京で二次訴訟も始まった。

地裁判決では、憲法14条1項(法の下での平等)で2つの違憲判断、憲法24条2項(婚姻/家族内の平等)で1つの違憲判断と3つの違憲状態、という判決が出た。現在は高裁で6つの判決が出たところ。憲法14条1項と憲法24条2項では、5つの違憲判断、札幌高裁では憲法24条1項(婚姻の自由)にも違憲、福岡高裁では憲法13条(幸

福追求権)でも違憲判断が出ている。実際に生活を営んでいる当事者が差別的な取り扱いをされていると認めているのである。

だが、残念ながら、先日行われた衆議院議員選挙では、「同性婚の法制化を今すぐ始めるべき」と表明していた政党は大きく議席を減らした。

Marriage For All Japan 代表理事のコメントによると、同性婚に賛成する国会議員の割合は50%から32%に減少したそうだ。厳しい結果だと思う。

排外主義が目立ってきた現在の日本。マイノリティである当事者は安全が担保されていると確信できないと声を上げにくい。

そんな中での訴訟、選挙である。ただ、「賛成の国会議員の割合の可視化を始めた2021年10月には、賛成の国会議員は、26%に過ぎませんでした」ともコメントしている。諦めずに声を上げ続けるしかない。

【資料】

世界の同性婚への取り組みと現状

- ドキュメンタリー映画「ジェンダーマリアージュ」2013年アメリカ(原題:アゲスト8)
同性婚が合法とされていたアメリカ・カリフォルニア州で、2008年11月、結婚を男女間に限定する州憲法修正案「提案8号」が通過。同性婚が再び禁止されることになった。この「提案8号」を人権侵害であるとして州を提訴した2組の同性カップルを5年以上にわたって撮影した裁判のドキュメンタリー。その後、アメリカでは2015年6月、全州で同性婚が認められた。
- 人権救済申立
日本弁護士連合会が、人権が侵害されているケースについて、調査をし「警告」「勧告」「要望」などの必要な措置をとることを「人権救済」という。これを日弁連に対して申し立てること。
2015年7月7日、10代から60代までの455名が申し立てをした。
2016年2月3日、予備審査を通過し本調査。2019年7月18日、日弁連が「同性の当事者による婚姻に関する意見書」を、7月24日付けで法務大臣、内閣総理大臣、衆議院議長および参議院議長宛てに提出。

我が国においては法制上、同性間の婚姻(同性婚)が認められていない。そのため、性的指向が同性に向く人々は、互いに配偶者と認められないことによる各種の不利益を被っている。これは、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害と言うべきである。したがって、国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべき。(全文:日弁連HP)

- アジアにおける人権の灯台 台湾の同性婚法制化への道のり
国民投票、同性婚反対
台湾の憲法裁判所は、同性婚を認めない現行の法律は、同性カップルの差別に当たり「違憲」だとする判断を下していた。その上で、同性婚を合法化するために、立法府に2年以内の法改正または新法の制定を求めている。台湾で2018年11月24日、同性婚の合法化とLGBTI教育の推進の是非を問う国民投票があり、いずれも反対多数で否決された。台湾の人権状況を後退させる厳しい結果となった。

2018年11月 国民投票 婚姻平等・LGBT教育関連 5つ
蔡政権は民法改正を目指したが、賛否を問う国民投票が実施。投票率 55%
民法改正は叶わず、特別法の制定で対応。
▶同性婚支持 成立前 37.4%⇒成立後 60.4% (2022年台湾行政院調査)
国際結婚の場合、出身国が同性婚を認めていることが条件だったが、2022年法解釈変更

- エストニア：2024年1月 婚姻の平等を実現する家族法施行
1991年ソ連から独立。旧ソ連圏で初の同性婚承認国となった。
- タイ：2023年12月 議会一次審議 369：10
賛成多数、圧倒的な支持で可決。婚姻を「男性と女性」⇒「人と人」に変更することなどを盛り込む。2025年1月「結婚平等法」施行。
- ギリシャ：
2015年、結婚に準ずる法的保障を与える制度が認められた。
2024年2月15日、同性婚、同性カップルの養子縁組を認める法案を賛成多数可決。
キリスト教正教会の信者が多数を占める国家で初。

日本のジェンダー関係の法整備の現状

- LGBT理解増進法
条文（法律の文面）にLGBT出てこない。内容的にはSOGI理解増進法。
努める＝努力義務＝罰則なし
- 選択的夫婦別姓について…法律で同姓を強制しているのは日本だけ。
今国会では、通称使用の検討に入っている。
夫婦別姓制度が後退し、課題が残るとされ、反対意見も出ている。
2023年 国立社会保障・人口問題研究所 調査 賛成 83.9%
- 共同親権
2026年5月までに改正民法が施行され、現行法では認められていない離婚後の共同親権が認められるようになる予定。共同親権とする場合は、離婚した父母が子どもの親権を共同で行使出来る。
子どもの身の回りのことや財産の管理などを、父母間で話し合っ決めてなければならない。
- 2023年7月 性犯罪規定変更
- 2026年2月 緊急避妊薬が薬局で買えるようになった
- ◇ 判決について
性別変更の手続き要件は違憲。日本の最高裁が決定
日本の最高裁判所は、戸籍上の性別を正式に変更する国民に、生殖能力を失わせる手術を受けることを義務づけるのは違憲だとする決定を出した。
2023年10月25日 生殖機能をなくす「手術要件」は憲法13条違反。
裁判官15人全員一致「違憲判断」
- ◇ 参考サイト
結婚の自由をすべての人に～Marriage For All Japan
<https://www.marriageforall.jp/>
公共訴訟プラットフォーム（判決文が読める）
<https://www.call4.jp/>

4 政府が進める

プレコンセプションケアに疑問！

青木 洋子

女性特有の健康課題は、生活や仕事のパフォーマンスにも影響する。女性は、ライフステージに応じてホルモンバランスは変化しやすく、特に妊娠、出産、産後の不調を抱えやすい。これまで、男女とも罹患する疾患において、症状、経過、治療法、予防法について性差を考慮した医学・医療はほとんどなされてこなかった。女性の健康を包括的に支援する国内初の「女性の健康総合センター」の活動にもあるように、プレコンセプションケアの推進は、時代にはなっていると思う。

プレコンセプションケア（プレコン）は、性別を問わず、生涯にわたる身体的・精神的・社会的な健康を維持するための取り組み。かつては、妊娠前のケアを指したが、現在ではより広い意味で使われ、将来の妊娠や出産だけではなく、人生の計画に応じた健康管理を目的としている。

だが、国が旗振り役となって昨年からは本格的に進めるプレコンは、先行する自治体の施策では「炎上」や表現が疑問視されるケースが相次ぐ。不安をあおり、妊娠・出産をせかす文言であふれ、時代が逆戻りしたような衝撃を与える冊子が高校生に配布されている。

プレコンを産ませる政策にしないためには、少子化の根本にある日本社会の長時間労働や若者の貧困、女性の働く社会環境整備等の社会構造の問題と改善を同時に進めることが、むしろ先行する課題ではないか。

その問題を軽視しているわけではないにしても、プレコンを都合よく利用して、少子化対策の道具にするのはおかしい。

国が進めるプレコンに危うさを感じる。性的少数者や一人で生きたい人もいる。行政側の人権意

識や特定の家族観の押しつけを疑う。

妊娠や出産、中絶などが自分の意思で選択できる権利を重視するべきであり、女性のからだは、自分のものであり、自分で守るものだと思う。女性の人権問題にもつながる。

今、学習指導要領の改訂に当たり「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に準拠した「包括的性教育」を盛り込むよう求める声明が出されている。

包括的性教育とは、身体の仕組みだけでなく、人間関係、性の多様性、ジェンダー平等、人権、幸福など、幅広いテーマを人権視点から包括的に学ぶ教育。ユネスコなどの国際機関が策定した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が指針となっており、世界の性教育のスタンダードとされている。

包括的性教育の実施は、国による教育政策に委ねてよいものではなく、性の健康と権利、子どもの教育を受ける権利、男女差別撤廃とジェンダー平等の実現に対応するものであり、包括的性教育を受けること自体が人権の一つとして位置付けられるべきものであるとして、日本弁護士連合会からも「包括的性教育」を学習指導改定にあたり、盛り込むことを求める声明が出されている。しかしながら、国から直接的な言及はされていない。

現政権は。衆議院選挙圧勝を背景に、強引な政策を進めようとしている。同性婚、選択的夫婦別姓等、女性政策に後ろ向きの政権だが、今直面する女性の人権、生き方に真剣に向き合ってほしいと願う。

5 ジェンダーの視点で、 メディアの変化を考える

平野 みぎわ

私たちが日常的にもっとも多く接しているメディアは、テレビや新聞だけではない。スマートフォンを通じて触れる SNS やニュースサイト、動画配信サービスなど、デジタルメディアは私たちの生活や思考と切り離せない存在となっている。ジェンダーで学ぶメディア論（林香里・田中東子 編、世界思想社）は、こうした大きな転換期にあるメディア環境を、ジェンダーの視点から捉え直す一冊であった。

メディアにおいて重視されてきた理念として、「言論・表現の自由」と「公共性」がある。市民に必要な情報を届け、知識をもつ市民を育てることが、民主主義社会を支えるという考え方だ。

しかし本書を通じて強く意識させられるのは、メディアが現実社会を「映す鏡」であると同時に、その不平等を再生産してきた側面である。メディアの中にジェンダー不平等な表象が見られるとすれば、それは現実の社会において、そうした不平等な関係が存在してきたことの反映でもある。

また、こうした問題は、女性だけの課題として描くべきではないと考える。実際、男性も一枚岩に扱われ、「強く、稼ぎ、弱音を吐かない」といった理想的な男性像としてステレオタイプ化され、男性自身をも縛り続けてきたのではないだろうか。

マスメディアは、行政・立法・司法と並び「第

四の権力」と呼ばれてきた。そして、政治とマスメディアはいずれも圧倒的に男性支配的な空間であるのが現実である。

しかしインターネットの発達とメディア環境の多様化により、政治とメディアの関係は揺らぎつつあると本書は指摘している。その中で注目されるのが SNS の存在だ。データ上、SNS 利用におけるジェンダーギャップは比較的小さく、特に若い世代の女性の声が可視化されやすい空間である可能性が示されている。

#MeToo に代表されるフェミニズム運動が、デジタルネイティブ世代によって主導されてきたことは象徴的である。

抗うことのできないデジタル情報化の流れの中で、ジェンダーの視点は重要である。課題のひとつとしては、理系分野における女性研究者の不足、とりわけ日本が OECD 諸国の中でも最低水準にあることだ。多様な視点をもつエンジニアを育てることは、これからの社会にとって不可欠である。

本書は、メディアを受け取る私たち一人ひとりが、変化をただ恐れるのではなく、若い世代の感覚や新しい動きを理解し、ともにより良い社会をつくっていくための前向きな問いを投げかけてくれる一冊であったと思う。

情報誌 第 25 号 今、ジェンダーを考える

発行日 2026年(令和8年)4月

企画・編集 ミクシテ「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」を推進する会

発行責任者 小磯 妙子 taekoko55jp@yahoo.co.jp